

くらしの情報

長崎県

No.310

2011
11・12
月号

内容紹介

- 長崎県消費生活センターは40周年を迎えました!(1)
- 冬における暮らしの中の事故やトラブルに注意しましょう!(2)
- sapo之助の一口解説「若者をねらう問題商法」(3)
- 消費生活センター相談窓口から(3)
「パソコンもらって楽しくインターネットのはずが…」
- お知らせ(4)
多重債務無料相談会の開催について
「門松カード」のお申し込みについて



長崎県消費生活センターは40周年を迎えました!

長崎県消費生活センターは、昭和46年に開設し、今年11月で満40年を迎えました。

当初は、食料品等の安全性や品質等の相談が主でしたが、その後は契約、取引被害にかかる相談が多くなり、現在では高度情報化、高齢化等の社会情勢を反映した複雑、多様化したものになっています。

今後も、県民のみなさまが安全で安心して暮らせるよう消費者行政を進めてまいりますので、より一層のご協力ををお願いいたします。

消費生活センターのしごと

消費生活センターは、商品やサービス等の消費者トラブルや商品の安全性などの相談に応じるところです。また、消費生活に関する各種の情報提供も行っています。

1. 消費生活相談と苦情処理

消費者トラブルなどの相談・苦情を受け
解決のお手伝いをしま
す。電話や電子メールでも受け付けています。



2. 消費者への情報提供

県民の皆さんに一人でも多く賢い消費者になつ
ていただくため、学
習の機会を提供、
支援します。また、
消費生活に必要な
情報を収集・蓄積・
分析し情報を提供
します。



3. 商品テスト

消費者からの相談にともなう苦情商品についてのテストを行い、そ
の原因を調べるとともに商品の選択、使用方法などについて知識を深
めていただくための講座等を行います。



消費生活についての相談窓口

消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン **0570-064-370**

長崎県消費生活センター 長崎市大黒町3-1交通産業ビル4F
TEL 095-824-0999

守ろうよ、みんなを!

冬におけるくらしの中の事故やトラブルに注意しましょう!!

寒い季節がやってきました。全国で電気ストーブ、あんか、電気カーペットなどの暖房器具からの発煙、発火のトラブルや事故が各地の消費者センターに寄せられています。

これから本格的な寒い季節がやってきますので、消費者の皆様がトラブルや事故に遭わないよう注意しましょう。

1

使う前によく確認しましょう。

- 今シーズン初めて使うときなど、しばらく使ってなかつた暖房器具を最初に使う時は、収納期間中にコードが断線するなど保管状態によっては危険な場合があるので気をつけましょう。
- 使用前に自分の使っている暖房器具がリコール対象となっていないかメーカーのホームページ等で確認しましょう。

2

つけたままその場を離れてはいけません。

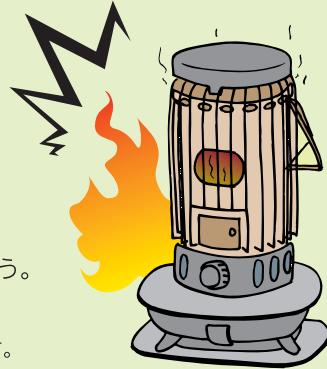
- 暖房器具をつけたままその場を離れる時は、長時間はもちろん短時間であっても、周囲の物への過熱・発火、製品の不具合による発煙・発火など、場合によっては火災につながる事故が発生することもあるので気をつけましょう。
- オーブントースターなど電気調理器具は熱源周辺が特に高温になるため、その場を離れないようにしましょう。

3

低温やけどに注意しましょう。

- 電気毛布や電気あんか等を体の同じ場所に長時間接触させて使うと、知らないうちにやけどをしてしまうことがあります。寝床が暖まつたら電源を切ったり、温度設定を下げるなど、注意しましょう。

- ◎このほか、取扱説明書等の注意事項をよく読み、事故のないように気をつけましょう。
- ◎お困りのときは、お近くの消費生活センター等にご相談ください。



本情報は、消費者庁の情報をもとに編集・発行しています。

sapo之助の
一口解説



「若者をねらう問題商法」 こんどはあなたが力モになるかも…

○アポイントメントセールス

「抽選にあたったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと販売の目的を明らかにしないで、「著しく有利な条件で取引できる」と言って、電話や郵便で呼び出し、契約しないと帰れない状況にするなどして商品やサービスの契約をさせる。



ごアンケートをお願いします。

○キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼びとめて、喫茶店や営業所へ連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスを契約させる。

○マルチ商法

いいアルバイトがあると誘われ、販売組織に加入させられる。
販売組織の加入者が消費者に商品などを契約させ、その組織に加入させることにより、バックマージンを得る仕組みの商法。ネットワークビジネスなどと説明する場合もある。

勧誘時の儲け話とは違い、商品は思うように売れずに、借金と商品の在庫を抱え込むことになる。
さらに友人などを勧誘したことにより人間関係も悪くなる。

○デート商法

出会い系サイトやまちがい電話・メールで販売目的を隠して近づき、勧誘時に言葉巧みな話術で好意を抱かせ、それらに付込んで商品等を販売する商法。異性の感情を利用して断りにくい状況で勧誘し、契約を迫る。契約後、行方をくらますケースが多い。

消費者トラブルにあったらお近くの消費生活センターに相談してみましょう。

消費生活センターの相談窓口から

『パソコンもらって楽しくインターネットのはずが…』

相談事例

10日前、電話会社の代理店から電話があり光回線契約とプロバイダ契約を勧められた。「2ヶ月間無料で利用できる。」「契約すれば中古パソコンを提供する。」「パソコン操作がわからない時は電話で詳しく教える窓口がある。」「ただし2年以内に解約すると違約金がかかる。」と説明された。ちょうどパソコン教室に通いたいと思っていたので契約した。

今日パソコンが届いたが、廃棄処分品かと疑うほど古いものだった。回線の開通工事前だが、解約したい。
(女性60才代)



!センターの対応

本事例ではインターネットを利用するため、光回線サービスとインターネット接続サービス(プロバイダ)の2つの契約をしており、サービス提供会社が異なります。契約時に代理店が回線サービス業者とプロバイダへの申し込みを代行した場合であっても、解約する場合は契約している2つの会社に直接申し出る必要があることを助言しました。

一般的に、電話勧誘からサービス提供までの流れは以下のとおりです。インターネットにつなげる工事前であれば解約は可能です。



事例の場合、電話会社とプロバイダ会社に解約申し出をし、インターネットにつなげる工事前であることから両契約とも無条件で解約となりました。中古パソコンは代理店に返却しました。

消費者へのアドバイス

- 電気通信サービスは、サービスの内容や仕組みが複雑で耳慣れない言葉が多く電話で説明されただけでは分かりにくいという特徴があるため、トラブルになる例が増えています。
- 本サービスは、「電気通信事業法」によって消費者の利益が保護されていると考えられることから、たとえ電話勧誘販売であったとしてもクーリング・オフの適用はありません。また、契約書に自書する義務はなく、口頭での申し込み後、契約書が届く場合もあります。契約に際しては送付された書類をよく見て、サービスの内容、料金体系、解約時の手続きや解約料などサービス提供条件について、また無料の期間がある場合は無料期間に解約する場合の手続きや有料になる時期なども確認しておきましょう。
- 「代理店へ解約の申し出をしたが手続きされていなかった。」という事例もあります。解約する際は、契約している会社に直接申し出ましょう。
- 工事終了後の解約は、契約条件により解約料が発生します。ただし、事業者には消費者に対し料金その他の提供条件の概要について分かりやすく説明する義務があります。勧説時の説明が嘘だったなど問題があれば消費者契約法に基づく取り消し等の主張をすることになります。
- また、「電話勧説が強引だ」「何度も電話があり困る。」という相談も寄せられています。しつこい勧説を断るときはあいまいな返事をせず事業者連絡先や担当者名を聞いた上で「**契約するつもりはない。電話しないでほしい。**」旨をはっきり伝えましょう。契約しない事に理由はいりません。

お 知 ら せ

多重債務無料相談会の開催について 《主催:長崎県多重債務者対策協議会》

多重債務の問題を解決するには、ひとりで悩まず、まず相談することから始めましょう。

長崎県多重債務者対策協議会では、11月と12月に計4回、長崎市と佐世保市において無料の相談会を開催します。



無料相談会

開 催 市	相 談 日	会 場
長 崎 市	11月1日(火)、11月15日(火) 12月1日(木)、12月15日(木)	長崎県勤労福祉会館会議室(長崎市桜町9-6)
佐 世 保 市	11月1日(火)、11月15日(火) 12月1日(木)、12月15日(木)	県北振興局天満庁舎3F会議室 (佐世保市天満町1-27)

相談時間 13:00~16:00

申込み先 長崎県弁護士会 (TEL:095-824-3903)
長崎県司法書士会 (TEL:095-823-4777)

左記の電話番号に予約をお願いします。なお、当日も余裕があれば相談できますので、まず電話でお問い合わせください。

無料電話相談

無料相談会の開催に合わせて無料電話相談をお受けします。長崎市、佐世保市の会場にお越しできない場合などお気軽にご利用ください。

日 時 上記無料相談会の日時と同じです

電話番号 長崎地区臨時電話番号 : 095-824-0052
佐世保地区臨時電話番号 : 0956-22-5265

門松カードの申し込み受け付け

長崎県新生活運動協議会では「くらしの簡素化」や「省資源・ゴミの減量化」を一層推進するため“新生活門松カード”を頒布しています。

このカードは、昭和30年代に松などの保護のために始まり、後に再生紙に印刷されるようになりました。平成24年のお正月には、ぜひこの環境にやさしい“新生活門松カード”をご利用ください。



価 格 2枚1組50円

申込期間 平成23年11月1日(火)~平成23年12月22日(木)

頒布期間 平成23年11月11日(金)~平成23年12月27日(火)
いずれも9時~17時まで

申し込み先 ☎850-0057長崎市大黒町3-1交通産業ビル4階
長崎県新生活運動協議会
TEL(FAX)095-821-1901



消費生活に関するご相談・お問い合わせ
及び商品テストについて

長崎県消費生活センター
(長崎県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999
FAX 095-828-1014

計量器に関する
お問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892
FAX 095-844-8844

編集・発行
長崎県消費生活センター
(長崎県民生活部食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1
長崎交通産業ビル 4 階
TEL 095-824-0999

ホームページ「ながさき消費生活館」
<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>